

刑 法 (100 点)

第1問

認知症の父親 A と二人暮らしの甲は、ある夜訪れたバーで初めて出会った乙に言い寄られ、乙を自宅に連れ帰ることにした。甲が出かける前に A は就寝していたことから、甲は乙に A の存在を話していなかった。

甲宅に入り、甲が浴室でシャワーを浴びている間、乙が居間で缶ビールを飲みながらテレビを見ていると、目を覚ました A が出て来て、「お前は何だ、出て行け。」と言った。当惑した乙は、とりあえず甲が出て来るのを待とうと考え、「あたしはあんたの息子について来たんだよ。怪しい者じゃないよ。」と A をなだめたが、A は大声で「出て行け、出て行け。」とわめき始めた。近所に知られてはいけないと思った乙が「うるさい。」と叫んで A の胸を片手で1回押したところ、A はよろめいて倒れ、硬い床に後頭部を打ち付けて意識を失った。A がいびきをかき始めたのを見て、乙は、A があきらめて寝てしまったものと誤解し、また座ってビールを飲み始めた。

浴室から出て来た甲は、A が床に寝ているのを見て様子のおかしいことに気づき、「父さん！父さん！」と A の体を揺すったり顔を叩いたりしたが、A の反応はなかった。甲は「すぐ病院に運ばないと死んでしまう。」と言ったが、これを聞いた乙は「あんたも介護が大変だったんじゃないの。もう十分親孝行したと思って、いっそ楽になったら。」と提案した。甲は今まで自分が独りで負ってきた苦労を思い起こしてみじめな気持ちになり、「そうだな。もうこのままにしておくか。」と A を放置することにした。

実際には A はくも膜下出血を起こしており、それが原因で死亡した。甲が浴室から出て来てすぐに救助を要請すれば、A を確実に救命できたことが認められる。

甲・乙の罪責を論じなさい。

第2問

甲と乙は、共謀のうえ、現金を奪う目的で一人暮らしの X 宅に不在を確認して侵入した。しかし、見つけたのは、X 名義のキャッシュカードと公共交通機関を利用できる前払型の無記名式 IC カード乗車券であった。そこで、甲は X の口座からお金をおろすために Y₁ 銀行 Y₂ 支店に赴き、乙は、空き巣がすぐにばれないように部屋を片付けるため、X 宅内にとどまることにした。

甲は、Y₂ 支店に行くのに Z 鉄道の運営する電車を利用し、乗車駅と降車駅で自動改札口を通る際に上記の IC カード乗車券をパネルにタッチさせる方法で運賃を支払った。現場を離れてから 20 分後に Y₂ 支店の ATM コーナーに到着した甲は、上記のキャッシュカードを ATM に挿入し、X の誕生日などを入力して預金を引き出そうとした。しかし、暗証番号は一致せず、操作を中断してキャッシュカードを手元に戻した。甲は、乙に電話をし、X が帰宅したら同宅に電話をかけて言葉巧みに暗証番号を聞き出すように指示する一方、自らはとりあえず ATM コーナーを離れた。

電話を受けて X 宅前に停めていた車に戻り、X の帰宅を見張っていた乙は、5 分後に X を見かけたので、Y₁ 銀行の行員を装って電話をかけ、暗証番号を聞き出そうとした。しかし、途中から不審に思った X に一方的に電話を切られた。まずい事態になったと思った乙は、直ちに X 宅に入ると X を多数回殴打して反抗を抑圧し、暗証番号を教えるよう迫った。X が教えると、乙は甲に電話で暗証番号を知らせるとともに、X に顔を見られたので証拠を消す必要があることを告げ、甲の了承を取ったうえ居宅内で X を殺害した。

甲・乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。